

アンケート調査項目の見直しと計画への反映

1 総合支援法の改正に伴う修正・追加

(1) 新たなサービスとして創設される「自立生活援助」、「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」のほか、拡充されるサービス「重度訪問介護」についての今後の利用意向を確認し、サービスの目標値などに反映させる。

問 障害者総合支援法の改正により、以下のサービスが新たに創設・拡充することとなります。今後利用したいと思いますか。

問 どのような支援や配慮があったら働けるとおもいますか。
(1～7の選択肢は省略)

- 8. 仕事の悩みを相談できる専門的な施設や人がいること。
- 9. 仕事以外の悩み（生活リズムや体調の管理、給料の浪費）について相談できること

(2) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用のため、利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）する仕組みが設けられるに当たり、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が対象となることから、利用期間について把握し、長期間の程度について考察する。

問 「サービスを利用していますか」について、ひとつでも「1. はい」に○をつけた方にお聞きします。（何らかのサービスを利用している方）
どのくらいの期間サービスを利用していますか。

(3) 医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援が受けられるようにするための支援体制、連携体制を構築していくため、現状を把握する。

問 お子さんは医療的ケアを必要としますか。

問 現在、福祉サービスを利用していない理由は何ですか。
(1～8の選択肢は省略)

- 9. 医療的ケアを提供できる事業所がないから

問 あなたが、今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策は何ですか。
(1～14は省略)

- 15. 医療的ケアが必要な人に対応できる事業所をふやすこと

(4) 障がい児福祉計画を策定するために必要な障がい児福祉サービスの利用状況、利用意向を確認し、サービスの目標値などに反映させる。

障がい福祉サービスを利用している障がい児の半数以上が手帳を持っていないため、障がい児の調査対象については、手帳所持者のほか、手帳を持たずに障がい児福祉サービスを利用している障がい児も含める。

	自立生活援助 (新規サービス)	就労定着支援 (新規サービス)	重度訪問介護の訪問先拡大	高額給付費の支給対象の拡大	居宅訪問型児童発達支援 (新規サービス)	医療的ケア児(者)に対する各種支援	障がい児福祉計画の作成
身体障がい	問 20	問 20、38、39、40	問 20、29	問 18		問 19、62	
知的障がい	問 20	問 20、36、37、38	問 20、29	問 18		問 19、64	
精神障がい	問 22	問 22、38、39、40	問 22、31	問 19		問 20、66	
障がい児			問 17、33		問 17	問 12、16、60	問 3、15
難病患者	問 17	問 17、33、34、35	問 17、26	問 15		問 16、57	
一般						問 27	

2 追加した項目

(1) 日常生活用具の厚生労働省例示に「大活字図書」が加えられたことに関し、図書館にある蔵書の認知度や利用意向を確認し、施策の参考とする。

問 市の図書館には、点字図書や DAISY（デイジー）図書のほか、大活字図書があるのを知っていますか。

問 いつでも自宅でゆっくりと読書をするために、大活字図書を購入したいと思いますか。

(2) 地域活動支援センターを利用していない精神障がい者に対して、利用していない理由を確認し、I型の必要性について検証する。

問 地域活動支援センターを利用していない、また、今後も利用しない理由は何ですか。
(1～4の選択肢は省略) 5. 専門職員（精神保健福祉士）がいる事業所（I型）がないから